

平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

答 弁 書

平成28年1月26日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 吉田宛て）

（電 話 03-5213-1397）

（FAX 03-3515-7307）

部 付 大 津 由 香（印）

訟 務 官 吉 田 一 作（印）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省日米安全保障条約課日米地位協定室

外務事務官（室長） 野 村 恒 成（印）（代）

外務事務官（首席） 町 田 穂 高（印）（代）

外務事務官 菅 谷 正 道 (印)

外務事務官 岡 田 悠 季 (印)

外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

外務事務官 (室長) 今 西 淳 (印)

外務事務官 (首席) 石 川 真 由 美 (印)

外務事務官 佐 藤 信 正 (印)

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項の訴えをいずれも棄却する
- 2 請求の趣旨第2項の訴えを却下する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

## 第2 請求の趣旨第2項の訴えに係る本案前の答弁の理由

### 1 本件事案の概要

原告は、外務大臣に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）4条1項に基づき、「昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの及び日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの」の開示を請求したところ、外務大臣が平成27年6月30日付けで、訴状別紙文書目録記載の各文書（以下「本件各文書」といい、そのうちの個々の文書については、訴状別紙文書目録記載の「本目録における番号」に応じて「本件文書1」又は「本件文書2」という。）を不開示（不存在）及び不開示とする決定（以下「本件各不開示決定」という。）をしたことから、本件各不開示決定の取消しを求める（請求の趣旨第1項。以下「本件取消しの訴え」という。）とともに、本件各文書の開示決定の義務付けを求めている（請求の趣旨第2項。以下「本件義務付けの訴え」という。）。

### 2 本件義務付けの訴えが不適法であること

何人も、情報公開法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができ（同法3条）、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各

号のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない(同法5条柱書き。)。他方、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項2号に定めるいわゆる申請型義務付け訴訟と解することができ、さらに、本件義務付けの訴えは、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」の類型に該当する。

かかる訴えについては、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる(行訴法37条の3第1項2号。)。ことから、行訴法37条の3第3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。したがって、上記請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される(以上につき、市村陽典「行政事件訴訟法の改正と訟務実務」法律のひろば57巻10号26, 27ページ参照。)

本件取消しの訴えは、追って準備書面で主張するとおり、棄却されるべきものであるから、本件取消しの訴えに係る請求は認容されない。

よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠くものであり、不適法であるから却下されるべきである。

### 第3 請求の原因に対する認否

追って準備書面により明らかにする。

### 第4 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以上